

# 随想 「甘え」が日本を滅ぼす

## どうすれば強い日本を作れるのか

弁護士 金子博人

### 第63回 自民党の改正草案検証 (その21)

#### 日本人はいつ「お天道さま」(おてんとさま)を忘れたのか

##### 1. 安倍首相は「国体」理論を唱えている!

安倍首相は、2014年2月3日の衆議院予算委員会の質疑で、「憲法は日本という国の形・理想と未来を語るもの」と述べた。これは、改憲論者の共通した認識であり、自民党の憲法改正草案の基本的哲学である。

しかし、この安倍首相の発言の本質を理解できたものは、野党にもいなかったし、マスコミ内にもいなかった。その結果、大して反響も無く忘れ去られていた。しかし、この発言の本質を理解すれば、首相解任を迫らなければならないほど重要なものである。

この「日本という国の形・理想と未来を語るもの」とは、明治憲法の「国体」そのものである。日本国憲法は、以下に説明する通り、これとは全く逆のコンセプトに基づくのだが、よく考えると、日本人の国民性はむしろこの「国体」理論に馴染むものであり、だからこそ問題視されなかったのではないかと思わざるを得ないのである。

##### 2. 100人の中で、自分だけが違っている時どうするか

100人の人間がいて、自分が、その「良心」にしたがって判断した結果が、周りの99人と違っていた時にどうすべきか。

周りに合わせる生き方は、今の日本文化の主流であろう。若者がよく使う、KY、つまり「空気」

を読むというは、周りの「空気」に合わせて判断するというものであり、深く考えることなく周りの雰囲気に合わせて、「和」を優先する世界である。

ところが、日本国憲法の前提とする人間像は、この日本人の平均的な人間像とは逆であり、周りの99人と違っていても、「良心」にしたがって判断することを理想とするものである。

日本国憲法は、「良心の自由」を最も重要で基本的な人権ととらえている。それ故、思想・良心の自由を規定する19条は、「これを侵してはならない」と、別格に扱っている。

信教の自由の20条、表現に自由の21条、学問の自由の23条では、単に「保障する」としているだけである。

さて、日本人の平均的な生き方である、周りの99人に合わせ、「空気」を読んで行動する場合の、「空気」は、それが社会全般の「空気」となれば「公」であり、国レベルで考える時の「空気」となると「国体」となる。そして、「国体」とは何かと言えば、安倍首相が言った「日本という国の形・理想と未来を語るもの」である。

改正草案は、国民自身に「国の形・理想と未来」を語らせるのではなく、憲法で初めから国民の前に掲げておくべきものなのである。国民は考える存在でなく、掲げられた「国体」に従順に従う存在だというわけである。

日本国憲法は、これとは全く異なる。各人が、自分の「良心」に従って、「国の形・理想と未来を語る」べきであり、その結果、多様な「国の形・理想と未来」が登場するが、その「多様性」こそ重要であり、その多様性がぶつかり合いながら民主的手法で国が進むべき方向を見出していくのが、近代的民主主義国と考えている。

この日本国憲法の理想とする人間像は、99人に合わせることを理想とする今の日本人の国民性とは、相容れないものがある。端的に言えば、基本的人権の面では、日本人は日本国憲法を消化しきってはいないのだ。そこに、「国体」理論に戻ろうとする自民との憲法改正草案が呈示されている。

今の日本人は、基本的人権の面で、消化しきっていない日本国憲法を消化できるように前進するか、むしろ、もっと馴染みやすい「国体」理論の自民党改正草案に戻るか岐路に立たされているといえよう。

##### 3. 東洋の理想は日本国憲法と共通する

私は、中学・高校時代、学校がミッションスクールだったので、カトリックの修道士から、繰り返して、「人は、周りの99人と違っていること、自分の良心が正しいと命じることに従うのです」と教わった。ところが、学校を一步出ると、「99人の周りがそうだと言っているのなら、それに合わせるのが正しい生き方だ」という世界観が待

つていた。

しかし、この「良心」に従うことを理想とする世界観は、キリスト教社会だけでなく、東洋の理想でもあるのだ。というよりも、東洋のほうがもっと過激である。

孟子は、「自ら反みて（かえりみて）縮ければ（なおければ）、千万人と雖も吾往かん（良心に問うて正しいと思つたら、1000万人の敵があつても、自分の意志を貫き通す）」（孟子巻第三、公孫丑章句上）といっている。孟子では、99人どころか、千万人となっている。実にスケールの大きな教えだ。

王陽明は、宋学を代表する哲学者であり、陽明学の始祖であるが、その陽明学の言行録である「伝習録」中巻には、「之を心に求めて非なれば、其の言の孔子に出ずと雖ども、敢えて持つて是と為さざるなり」というくだりがある。これは、「自分の良知に従つて正しいと思えば、孔子の教えと違つていても自分の信ずるところに従え」という意味である。

日本人に馴染む「国体」理論は、キリスト教社会と相いれないだけでなく、東洋の理想とも相容れない、日本固有の孤立した世界観なのだ。

#### 4. かつて、「お天道さま」(おてんとさま)があつた

昔、日本人の心の基軸に「天道」があつた。「天道」は、当時の日本人にとつてどう決断しどう生きるかを教えてくれるものであつ

た。

「天道」は、庶民にとつては、「お天道さま」(おてんとさま)であつた。悪いことをすれば、「お天道さまに筒抜けだ」、「お天道さまが見ている」、「お天道さまがお見通しだ」、「お天道さまに申し訳ない」と自分をたしなめ、人を論じた。

「お天道さまが見ている」という時、自分の判断の基準は「天」であり、周りの者が何をしているか、何を考えるかではなく、人間の世界を超越した「天」という觀念が、その人の是非の判断の基準であつた。これは、1000人の中で、周りの99人が違うことをやっ

ていても、「天」の命ずるところに従うという、個人が自己の「良心」に従つて、自己の責任で判断する世界であつた。

このように、日本にも、かつては「良心」に従つて判断すること

を理想とする時代があつたのだ。ではいつ日本人が「お天道様」を忘れてしまったのだろうか。

日本でも、戦国時代までは「天道」という觀念があり、真理の源としての天という觀念があつたと、丸山真男は言う。その説明を引用すれば、「武士のエートスの概念的な合理化は」、「その最も典型的な表現が、『道理』の觀念および天道思想であつた」、これは「二種の自然法思想といつてよい」(丸山真男講義録・第五刷101頁。東京大学出版会)という。

この時までは、武士だけでなく庶民も、「お天道様」に恥じない

ように生きようと、あの青空を見上げながら堂々と生きていたはずだ。江戸初期の儒学者である林羅山や伊藤仁斎にも「天」があつた。宋学における根元的な真理は、「天理」とされてきたからである。しかし、個人が「理」を求め真理を求めると、その個人は、なぜ人は生まれで身分の差が出るかと、封建体制そのものに疑問を感じてしまふであろう。そうなれば封建的身分制は崩壊してしまふ。

そのため幕藩体制にとつて、朱子や王陽明では権力維持に障害となるのが次第に明らかになり、丸山真男が「儒教思想の革命的転換」と称した出来事が必然的に起こることになる。

荻生徂徠(1666~1728年)という大学者は、個人が「天」という真理を求めるといふ、個人による自己の内面の追求を止め、極める対象を個人の心の外に求め、「天」の代わりに、「聖人」に置き換えた。この「聖人」が、「生まれながらの身分を甘受して、従順に権力者に服従することが人の道だ」と言っていることにすれば、幕藩体制は安泰となるのだった。

徂徠以降の日本の儒学者は、「お前らはバカなのだから天の真理などわかるわけがない。判るのは偉い聖人だけだから、お前らは聖人が言うことを学んで、大人しくそれに従つていけばよいのだ」と教えるようになった。その結果、庶民の意識からも、「お天道さま

が消えていったのだ。

徂徠が没した260年後の1890年、教育勅語が導入された。そこでは、徂徠学の「聖人」が、「皇祖皇宗」、つまり天皇の祖先に入れ替わり、臣民は、「皇祖皇宗」が残した「遺訓」に従順で、その深く厚い「徳」をしたうことが求められることとなった。

このような経緯から、天道を忘れた教育勅語が成立し、それで育つた日本人は、「天道」に真実を求めるのではなく、これが「皇祖皇宗」の遺訓だとして呈示されたものに黙従し、「国体」を護持し、国民精神総動員のもと国を滅ぼす方向に邁進していったのだ。

自民党の憲法改正草案の「前文」は、どう見ても、教育勅語を書き直したものである。安倍首相を筆頭に、彼らは、「お天道様」を忘れたこの時代に戻ろうとしているのだ。



金子博人  
(かねこ ひろひと)  
金子博人法律事務所。弁護士。早稲田大学法学部卒業。同大学院修士課程(商法)終了。1977年4月弁護士開業。国際旅行法学会(IFITA)会員。大東文化大学法科大学院、日本大学法科大学院講師。市場取引監視委員会委員(東京工業品取引所)。日本ブライムリアルティ投資法人執行役員。



## 金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。



## 金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。